

## 議案第70号

天理市税賦課徴収条例の一部改正について

天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年12月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」に改め、同号ウ中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条」に、「又は奈良県教育委員会の許可」を「の認可」に、「第1条」を「第2条第1項第1号」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を次のように改める。

### 第4条の2 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項本文の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例第34条の6第1項第3号の規定の適用については、同号中「寄附金（）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものと

される同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により  
特定寄附金とみなされるものを含む。) (」とする。